

答 申 第 110 号

令 和 2 年 7 月 7 日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について

(答申)

令和2年1月20日付け諮問第4号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

平成31年度兵庫県立学校実習助手採用候補者選考試験の一般教養試験及び専門教
養試験の採点基準等

第 1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした対象公文書のうち、別表の「公開すべき部分」欄に記載した部分は公開すべきであるが、その余の部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 31 年 4 月 12 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、次の公文書を特定した。

- (1) 平成 31 年度兵庫県立学校実習助手採用候補者選考試験の一般教養試験及び専門教養試験の採点基準（以下「文書 1」という。）
- (2) 平成 31 年度兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験の実施要項・実施要領及び平成 31 年度兵庫県立学校実習助手採用候補者選考試験の実施要項（以下「文書 2」という。）
- (3) 平成 31 年度兵庫県立学校実習助手採用候補者選考試験の合否判定資料（以下「文書 3」という。）

3 実施機関の決定

平成 31 年 4 月 24 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

令和元年 5 月 7 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諮問

令和 2 年 1 月 20 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人

情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全面公開を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

ア 本件対象公文書を非公開にすることによって、口利き、関係書類等の改ざん、ねつ造等により、不正採用が可能になるおそれがある。

イ 文書1について

教員採用試験に関しては公表されている。このことを鑑みると、非公開にすることは、非常に不可解であり、公正性、公平性、中立性、透明性に欠けていると言わざるを得ない。

ウ 文書2について

不正防止策が公表されないということは、裏を返せば、口利き、縁故採用、利権支配、馴れ合い、答案用紙の改ざん・ねつ造等がなされていることになる。受験者一人ひとりが安心して受験するためにも、公表は必要不可欠である。

エ 文書3について

実施機関の弁明書には、各試験等の結果を合計することのみによって合否を決定していないと述べられている。これは、明らかに、縁故等による採用がなされていることを意味している。口利き等による不正がなされていないなら、その具体的な内容を公表すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験（以下「教員採用選考試験」という。）及び兵庫県立学校実習助手採用候補者選考試験（以下「実習助手採用選考試験」という。）について

公立学校教職員は、全体の奉仕者たる教育公務員として、県民の教育に関する信託に応えられる多様な資質・能力を必要としている。したがって、採用に当たっては、これらの資質・能力をできるだけ正確に把握する必要があることから、

筆答試験はもとより、面接試験、実験実技試験等と受験者に関する各種資料を総合的に判定し、教員としての十分な資質を持ち、教職に対する情熱にあふれ、人格的にも優れた人材の採用に努めている。

こうした観点から、教員採用選考試験及び実習助手採用選考試験においては、第1次選考試験では、一般教養及び教科専門の筆答試験、集団面接試験（教員採用選考試験のみ）を行い、第2次選考試験では、面接試験とともに、一部の校種・教科・科目にあっては実験実技試験を実施している。これらの成績と受験願書に記入した受験者のスポーツ活動や芸術文化活動、国際貢献活動等の実績や資格等を総合的に判定し、採用予定数等を踏まえ適切な人数の合格者を決定している。

2 本件対象公文書を非公開とした理由について

(1) 文書1について

実習助手採用選考試験の第1次選考試験では、専門教養、一般教養試験を実施しているが、それぞれの問題、解答は公開していない。

そのような中、文書1が公開されると、部分点の採点において採点者が重視した内容等が判明し、受験技術に基づく偏った学習をする者が高得点を獲得するおそれがあり、実習助手としての適格性を備えているかを判定する選考試験の趣旨が損なわれるものと考えられる。さらに、受験者が、配点が低いと思われる出題を軽視するなどの弊害が起こるおそれがある。

したがって、文書1については、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

(2) 文書2について

本県の教員採用選考試験及び実習助手採用選考試験においては、試験員・面接員等に向けた実施要項及び実施要領（以下「選考試験マニュアル」という。）を作成し、不正防止策などについて共通理解のもと、厳正・公平な選考試験実施に当たっている。

また、受験者には、試験日当日、「受験者の皆さんへ」という資料を配付し、厳正・公平な試験実施に協力していただくよう、具体的な注意事項を示し、注意喚起を行っている。なお、「受験者の皆さんへ」は試験終了後回収している。

文書2が公開されると、受験者が知り得ない領域の、不正防止策などについての選考試験運営の詳細が明らかになり、その結果、受験者において、それらの内容を踏まえた、あるいは裏をかくような不正行為に繋がりがかねない。

したがって、文書2については、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

(3) 文書3について

実習助手採用選考試験は、選考（競争試験以外の能力の実証に基づく試験）によるものとなっており、第1次選考試験においては、筆答試験の結果と受験願書に記入した受験者の活動等の実績や資格等を総合的に判定して選考を行っている。

第2次選考試験においては、面接試験とともに、実技試験を実施している。それらの結果と受験願書に記入した受験者の活動等の実績や資格等を総合的に判定して選考を行っている。

以上のように、実習助手採用選考試験は、競争試験ではなく、競争試験以外の能力の実証に基づく試験である選考によって行っているため、各試験等の結果を合計することのみによって合否を決定しているわけではない。

文書3が公開されると、受験者が公開された内容と合否結果を短絡的に結びつけてしまい、選考基準に対して誤った認識を持ち、配点が低いと思われる試験を軽視するなどの弊害が起こるおそれがある。

また、試験の合否結果そのものに不信を抱くことが懸念され、本県の選考試験の社会的評価にかかわる問題となり、ひいては県民の教育への信頼低下を招き、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

その結果、今後の実習助手採用選考試験の受験者の正確な能力の判定ができなくなり、適正な選考を行うことが困難になるおそれがある。

したがって、文書3については、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

3 結論

以上のとおり、本件処分については、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成31年度実習助手採用選考試験及び平成31年度教員採

用選考試験に関する文書1から文書3までの公文書である。

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書について条例第6条第6号に該当するとして全部を非公開とする本件処分を行ったところ、審査請求人は、全部の公開を求めている。

これに対して、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、以下検討する。

2 条例第6条第6号の該当性について

(1) 文書1について

文書1には、実習助手採用選考試験の一般教養試験及び専門教養試験の解答及び配点が記載されている。

実施機関の説明によると、実習助手採用選考試験の第1次選考試験では、一般教養試験及び教科専門試験を実施しているが、問題及び解答は公開していない。

実施機関は、文書1が公開されると、部分点の採点において採点者が重視した内容等が判明し、受験技術に基づく偏った学習をする者が高得点を獲得するおそれや配点が低いと思われる出題を受験者が軽視するなどの弊害が起ころおそれがあり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第6条第6号に該当すると主張する。

当審議会が文書1を見分したところ、小問ごとに配点が決まっていることから、公開されたとしても、実施機関が主張するような、部分点の採点において採点者が重視した内容が判明することは想定しがたい。

加えて、実施機関が行っている教員採用選考試験については、第1次選考試験の試験問題及び解答例が県民情報センター等において一般の閲覧に供されていることから、当該選考試験に特段の支障が生じているとは認められない。当該解答例においては、一般教養試験については正答及び小問ごとの配点が公表され、教科専門試験については正答及び大問ごとの配点が公表されており、その記載内容は、文書1の解答例及び配点の記載内容と大差は認められない。

このような状況を考慮すると、文書1を公開することにより、配点が低い出題を受験者が軽視することがあるとしても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすようなおそれがあるとは認められない。

したがって、条例第6条第6号に該当せず、公開すべきである。

(2) 文書2について

文書2は、試験員、面接員等に向けて作成された選考試験マニュアルである。

審査請求人が公開を求める不正防止策に関するマニュアルについて、実施機関の説明によると、不正防止に特化したマニュアルはないものの、文書2に記載された不正防止策などについて関係者の共通理解のもと、厳正かつ公平な選考試験の実施に当たっており、文書2の不正防止策が記載された部分については、受験者に対して周知していないし、選考試験終了後には、試験員、面接員等から文書2を回収しているとのことである。

実施機関は、文書2が公開されると、受験者が知り得ない選考試験における不正防止策などの試験運営の詳細が明らかになり、その結果、将来の試験における不正行為に繋がるおそれがあるとして、条例第6条第6号に該当すると主張する。

当審議会が文書2を見分したところ、試験の実施手順など試験運営の詳細な情報が記載されている部分がある。その記載内容、及び選考試験終了後には、試験員、面接員等から文書2を回収していることから、文書2の一部は極めて秘匿性、機密性の高いものであり、これを公開すれば、試験運営の詳細が明らかとなり、将来の試験において不正行為に繋がるおそれがあると認められる。

しかしながら、別表の公開すべき部分欄に掲げる部分には、受験者に対して周知している情報であって試験運営の詳細な情報とはいえないもの、あるいは、試験運営に直接影響しない情報が記載されていることから、公開したとしても、不正行為に繋がるおそれがあるとは認められない。

したがって、文書2のうち別表の公開すべき部分欄に掲げる部分は、条例第6条第6号に該当せず、公開すべきであるが、それ以外の部分は、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあること認められることから、同条同号に該当し、非公開とすることが妥当である。

(3) 文書3について

文書3は、実習助手採用選考試験の第1次選考試験及び第2次選考試験の詳細な選考方法が記載された文書である。

実施機関は、文書3が公開されると、受験者が公開された内容と合否結果を短絡的に結びつけてしまい、受験者が選考基準に対して誤った認識を持ち、配点が低いと思われる試験を軽視するなどの弊害が起こるおそれがあるなど、適正な選考を行うことが困難になるおそれがあるとして、条例第6条第6号に該当すると主張する。

また、実施機関によると、第1次選考試験においては、筆答試験の結果と受験願書に記入した受験者の活動等の実績や資格等を総合的に判定して選考を行っており、また、第2次選考試験においては、面接試験及び実技試験の結果と

受験願書に記入した受験者の活動等の実績や資格等を総合的に判定して選考を行っている。

このように任命権者の合理的な裁量に委ねられていると考えられる詳細な選考方法は、これを公開すると、選考基準に対応した受験技術を身につけた者がより有利になるなど、適正な選考を行うことが困難になる実質的なおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、文書3は、条例第6条第6号に該当し、非公開とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、本件諮問は、本件審査請求から8か月余りが経過してから行われている。

公開請求から諮問までに時間がかかりすぎると情報公開制度の趣旨が失われかねないため、今後は、実施機関において速やかな諮問手続が行われることを望む。

別表

対象公文書	公開すべき部分
文書 1	全て
文書 2	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="437 367 1394 510">1 教員採用選考試験第 1 次面接（集団）試験実施要項 表紙、関係機関連絡先一覧及び受験者の皆さんへ（受験の手順と注意） <li data-bbox="437 528 1394 669">2 教員採用選考試験第 1 次選考試験（筆記試験）実施要項 表紙、関係機関連絡先一覧（携帯電話番号を除く。）、試験実施時間・注意事項及びメモ <li data-bbox="437 687 1394 882">3 教員採用選考試験第 2 次試験（模擬授業・個人面接）実施要項 表紙、受験者の皆さんへ（受験の手順と注意）、関係機関連絡先一覧（個人の氏名及び携帯電話番号を除く。）及び神戸市営地下鉄時刻表 <li data-bbox="437 900 1394 987">4 教員採用選考試験第 2 次選考試験（実技）実施要項 表紙及び関係連絡先一覧（携帯電話番号を除く。） <li data-bbox="437 1005 1394 1093">5 教員採用選考試験集団面接試験実施要領 表紙 <li data-bbox="437 1111 1394 1198">6 教員採用選考試験第 1 次筆記試験実施要領 表紙 <li data-bbox="437 1216 1394 1303">7 教員採用選考試験模擬授業・個人面接試験実施要領 表紙 <li data-bbox="437 1321 1394 1462">8 実習助手採用選考試験第 1 次試験（筆記試験）実施要項 表紙、実習助手採用試験受験者の皆様へ及び特別選考試験 A・B 受験者の皆様へ <li data-bbox="437 1480 1394 1621">9 実習助手採用選考試験第 2 次選考試験（実技試験・面接）実施要項 表紙

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和2年1月20日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和2年1月29日 第1部会 (第64回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和2年2月26日	・ 審査請求人から意見書を受領
令和2年3月18日 第1部会 (第65回)	・ 審議
令和2年6月15日 第1部会 (第66回)	・ 審議
令和2年6月26日 第1部会 (第67回)	・ 審議
令和2年7月7日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之

委 員 後 藤 玲 子

委 員 佐 倉 里 司

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿